

神栖市地域防災計画（案）に関するパブリックコメント

主な意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年1月29日（火）

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 4名（うち1件は、記載事項不備）

意見等件数 6件

3 意見の内容と市の考え方（意見の内容については、要約して掲載しています。）

	意見	市の考え方
1	<p>○防災散歩のすすめ</p> <p>私達は生活する家の周りにも様々な危険がある事を、実はあまり知りません。普段は何でもない場所が、夜間や雨天といった様々な要因によって危険な箇所に変貌してしまう事があるのです。旧来の集落（部落）などは、生垣をめぐるす屋敷が多く、見通しの悪い条件が重なり、思わぬ事故が起き易いのです。そこで、向こう三軒両隣のご近所さん（特にお年寄り）と、自分たちが暮らす地域に潜むハザードを探して歩く軽い散歩（運動）を、行政委員などが先頭に立って実施するのです。日中は特に危険ではない場所であっても、夜間の暗闇や激しいゲリラ豪雨などが降ると、一瞬のうちに危険と化してしまう場所が必ずあるのです。有事の際のハザードとして日頃心得ておき、足腰を少し鍛えるという運動として、防災散歩を多くの市民が参加する運動として推奨してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●神栖市では現在、市内中学校区を単位として避難訓練を実施しています。避難訓練の際に実際に最寄りの避難場所まで逃げていただき、その際避難場所の位置、避難経路を確認するとともに危険箇所の確認もしていただいています。</li><li>●防災散歩については御意見として今後の参考にさせていただきます。</li></ul>

2	<p>○防災ラジオの普及促進を</p> <p>鹿行五市の中で、唯一防災ラジオを配布しようという動きをしようとしているのが神栖市です。現在の屋外スピーカーによる防災無線には限界があります。そこで、本格的に防災ラジオを一定間隔の家庭や事業所に設置するという条例をつくり、市内全域に普及させるのです。アナログ時代への回帰のように見えますが、良いものは採用し安心安全な防災都市の実現を目指して欲しいと願います。製造元の東京テレメッセージは、ポケベル事業が終了し、この防災ラジオに注力するとのコメントを公表しました。まさにこの機に乗じて、神栖市が率先して取り組んで欲しいと願います。</p>	<p>●今後も広報紙等で市民の方に周知し普及に努めてまいります。</p>
3	<p>○交差点条例（安全隅切りの普及を）</p> <p>日本人は、縄張り意識が強いのか、屋敷を塀などで囲う習性があります。此処から此処までは私の土地だ、とでも言わんばかりの有様です。防犯上の意味合いもあり、決して悪いことだと言っているわけではありません。問題なのは、生活用の道路には隅切りがない場所が多く、故に直角にブロック塀などで囲っているため、左右の安全確認がしにくいのです。隅切りによって三角の土地を死に提供するのではなく、単に安全のために土地の一部を見通しの良い交差点にするために、土地の所有者には土地の一部を隅切りとして協力いただくという「交差点条例」を定めて欲しいのです。全ての交差点にというわけではありませんが、車の往来が多い道路や見通しの悪い交差点に土地を所有する地権者には、安心安全なまちづくりのために、率先してこの条例に協力頂き、防災・防犯を目指す模範的な都市を実現すべきと考えます。</p>	<p>●頂いた条例案につきましては市政へのご提案として伺い、関係各課に御意見があった旨周知いたします。</p>

<p>4</p>	<p>○電柱の地下化</p> <p>東日本大震災では、神栖市は甚大な被害に見舞われました。鹿島灘と利根川に挟まれる事から判るように、砂地でもあるため液状化によって家屋や様々な構築物が破壊されました。中でも、市内の各所で電柱が傾き、災害時の移動に多大な影響を及ぼしました。土研跡地が払い下げとなり、神栖中央公園として整備され、現在は多目的な施設の建設が進んでいます。防災上の意味合いもある公園周辺や有事の際の避難施設となる高層ビル周辺などには、相変わらずに電柱が立ち並んでいます。そこで、国道124号線の鹿島セントラルホテルから奥野谷までの区間について、電柱の地中化する運動を提唱します。これは神栖市の新たな中心市街地（核）となる沿線開発であり、地域防災事業として推進するものです。地下化には莫大な予算が必要です。そこで、政府の補助事業の可能性を模索し、また多くの企業や団体・個人に対し協力を求め、段階的に地下化を推進するプランの策定を提言します。</p>	<p>●素案49ページに記載のとおり市内の緊急輸送道路については「災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るものとする。」しています。</p> <p>●提言につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>5</p>	<p>P103について</p> <p>東日本大震災で生じた液状化箇所も含めて、今後液状化の恐れのある個所について、締め固め・置換・固結等の有効な地盤改良により、液状化対策に努める、と書いてありますが、地下水低下工法を断念した地区は、今後液状化対策を行わないと聞いていましたが、液状化対策を行うのですか。</p>	<p>●東日本大震災で生じた液状化箇所でも面的整備を御意見のとおり断念した箇所もあるため、その部分を削除し道路等の公共施設の液状化対策について加筆いたします。</p>
<p>6</p>	<p>○発災後避難所等に避難せずマイカーでの車中泊を希望した場合でも避難者として登録することは可能ですか</p>	<p>●可能です。素案211ページに記載のとおり市は車中泊を含めた避難者等の把握に努め、被災者台帳を作る事となっております。</p>